

令和 4 年度私立幼稚園等緊急環境整備費補助事業
(新型コロナウイルス感染症対策) 概要

1 補助対象園

幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む）の設置者

※学校法人以外の設置者も対象となります。

※幼保連携型認定こども園は対象外です。

2 補助対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日まで

※上記の期間内に、注文、納品、支払まで行ったもののみ補助対象となります。

※人件費等のかかり増し経費の支出においても、12 月 31 日までに支払ったもののみ補助対象となります。

3 補助対象経費

(1) 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（消耗品及び備品）の購入に要する経費

＜補助対象となる保健衛生用品の例＞

ア 子供・教職員用マスク、透明マスク、消毒液、ペーパータオル等の消耗品

イ 空気清浄機、体温計、CO2 モニター等の備品

PCR 検査キット及び抗原検査キットも保健衛生用品として補助対象となります。

※保健衛生用品ではない備品は補助対象外です。

例) パソコン、タブレット、机、いす等

(2) 新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底するために必要なかかり増し経費（人件費(ただし、手当などの人件費は預かり保育を実施したことにかかる経費に限る)、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等)

＜対象となるかかり増し経費の例＞

ア 子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等（通常想定していない感染症対策の業務への手当も含む）

イ 消毒・清掃作業等の外部委託費

ウ 家庭訪問等実施のための交通費

エ 家庭との連絡や保護者等からの問合せ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費

オ 臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費

カ 感染症対策の研修受講に要する経費

キ 感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費

4 補助基準額等

(1) 補助対象経費上限額 : 認可定員 (R3.5.1 時点) に応じた下記に示す額

- ・ 認可定員 19 人以下 1 施設あたり 300 千円
- ・ 認可定員 20 人以上 59 人以下 1 施設あたり 400 千円
- ・ 認可定員 60 人以上 1 施設あたり 500 千円

(2) 補助率

10/10 (補助対象経費上限額内で全額を補助)

ただし、当事業は予算の範囲内で実施します。補助希望が多い場合は、選定条件に合致している場合であっても、圧縮率がかかり、補助額が減額される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 留意事項

- (1) 他の補助事業を活用して購入する保健衛生用品は補助対象外になります。
- (2) 県で販売業者を紹介することはできかねます。
- (3) 根拠書類等で金額が確認できない部分は対象外になります。
- (4) 実績報告の際に必要なになりますので、納品された物品等の写真、納品書、領収書を提出できるように準備してください。